

新・労働契約法

第5回 契約解除に伴う経済補償金の会計・税務処理

経済補償金の引当計上について

雇用単位が労働契約を解除した場合には、一定の割合に基づき経済補償金を支払わなければなりません。その際、一度に多くの従業員を解雇する計画があり、多額の経済補償金が発生するような場合、適切な期間損益計算をすることはできません。適切な期間損益計算をするためには、経済補償金を引当金として見積計上する必要があります。ところで、この経済補償金の引当については、実務上どう対応すればよいのでしょうか。今回は労働契約解除に伴う経済補償金の会計・税務処理について解説します。

認識要件《企業会計準則第9号》第6条

《企業会計準則第9号―従業員給付》第6条¹は以下のように規定しています。「企業が従業員との労働契約満了前に、従業員との労働関係を解除する場合、または、希望退職制度による従業員の希望退職により補償金を支給する場合において、以下の条件を同時に満たす場合は、従業員との労働関係を解除することによる補償を引当金として計上し、同時に当期損益に計上すべきである」。

- (1) 企業が既に正式な労働関係解除計画²を立てている、或いは、希望退職制度の募集を提出し、即時に実施している。
- (2) 企業は一方的に労働関係の解除計画及び希望退職制度の募集を取り消してはならない。

①-1 経済補償金の会計処理

労働関係解除計画及び希望退職制度が上述の《企業会計準則第9号》第6条の認識要件を満たす場合、企業は以下の仕訳を行います。

- (1) 計画で予定されている労働関係を解除する従業員人数、各職位に対する補償方法などに基づき金額を計算し、下記の仕訳を行います。
(借方) 管理費用³
(貸方) 未払従業員給与賞与

¹企業会計準則(新準則)は中国上場会社に限り強制適用が義務付けられています(2007年11月28日現在)。その他の会社に関しては、新準則を適用するか旧企業会計制度及び旧会計準則(以下、「旧準則」という)を適用するかは会社決定事項になります。

²当該計画・募集には、労働契約を解除させる、或いは、希望退職の従業員の所属部門、職位及び人数、また関連規定に基づき業務別・職務別に計算された労働関係の解除又は希望退職の補償金並びに労働関係解除及び希望退職の時期が含まれていなければなりません。

³新会計準則下では、引当金を計上する場合、借方科目は「管理費用」でなければなりません(企業会計準則第9号―职工薪酬応用指南, 三. 解雇福利(2)参照)。貸方科目は「未払従業員給与賞与」(应付职工薪酬)になります。

(2) 希望退職制度であるがため、希望退職者の人数を予想して確定できない場合には、《企業会計準則第 13 号—偶発負債》の規定に基づき、偶発負債の金額を測定し、下記の仕訳を行います。

(借方) 管理費用

(貸方) 未払従業員給与賞与

①-2 開示事項

希望退職制度のため、退職人数、補償基準が確定できず、このために形成された偶発負債は、《企業会計準則第 13 号—偶発負債》の規定に基づき、財務諸表において注記で開示しなければなりません。

② 経済補償金の税務処理

退職人数、及び退職補償基準が確定し、退職経済補償金を引き当てた場合⁴は、会計処理上は、支払うべき退職経済補償金を管理費用として認識計上します。税務処理上は、経済補償金を**実際支払われる会計年度**の企業所得税申告において損金として控除されることとなります⁵。また、一度に多くの経済補償金支出があり、一度に支出することにより当年度の損益に影響がでる場合には、国税局の批准を得て 3 年間での償却が認められています⁶。

注意点!

※ 旧準則下での対応は？

今回取り上げたのは、新企業会計準則のもとでの会計税務処理です。新企業会計準則は中国市場に上場している企業を対象に適用が強制されていますが、中国市場に上場していない企業は、現在のところ選択適用が認められています(2007 年 11 月 28 日現在)。それでは、旧準則下ではどのような処理をすればよいのでしょうか。この点に関し、税法は変わっていませんので税法処理は同様です。経済補償金の会計処理について、次のように処理します。

(借方) 管理費用

(貸方) 未払給与

当然、旧準則下では経済補償金の処理につき特に規定されていませんので、借方科目には、管理費用ではなく、製造費用、営業費用に計上することも可能ですが、一般的に管理費用に計上します。

貸方科目は「未払給与」になります。

以 上

⁴退職経済補償金が確定できる場合とは、計画で予定されている労働関係を解除する従業員人数及び各職位に対する退職補償方法などが確定できる場合を指します。従って、計画的な契約解除ではなく、突発的な契約解除の場合には、退職給付引当金の認識要件を満たさず、引当計上することはできなくなります。

⁵財政部、国家税務総局の各種内外基金の受領、納税及び企業所得税の免税等に関するいくつかの政策問題に関する通知(財税[1997]第 22 号)。

⁶国家税務総局の企業が従業員に一度に支払う経済補償金の企業所得税前の税引前控除に関する問題に対する回答(国税函[2001]第 918 号)。